

3 少子化対策・子どもの貧困対策について

【内閣府、厚生労働省、文部科学省】

《提案・要望事項》

- 1 地方の取組に対する財源の確保について
地域少子化対策重点推進事業交付金について、地域の実情に応じた「地域目線」による少子化対策が継続的かつ柔軟に実施できるよう、採択要件の緩和や総額の拡充など、自由度の高い安定した恒久的な財源を確保すること。
- 2 保育所職員の配置基準の見直し及び処遇改善
保育所職員の配置については、保育の質の向上を図るため、保育現場の実態に即した配置ができるよう、乳児をはじめとする配置基準を見直すとともに、必要な財源措置を行うこと。また、保育士確保のため、給与等抜本的な処遇改善を図ること。
- 3 子育て世帯の負担軽減等について
経済的な理由や子育ての負担感から理想とする数の子どもを持つことを断念することのないよう、保育料の多子軽減措置における所得制限の緩和など、子育て世帯に対する経済的負担を軽減すること。
- 4 子どもの貧困対策の充実について
経済的な理由により進学を諦めることのないよう、教育の機会均等を確保するための給付型奨学金を創設すること。また、生活困窮家庭の子どもが必要な学力や生活習慣等を確実に身につけられる学習支援等居場所づくりへの支援を充実すること。
- 5 幼児期からの多様な体験活動の推進について
幼児期から早期の多様な体験活動を推進し、自己肯定感の向上や「生きる力」の育成の可能性を広げるため、保育園、幼稚園、認可外保育施設等における幼児を対象とした自然体験等の活動経費に係る助成制度を創設すること。

【現況、課題等】

1 財源の確保について

「地域少子化対策重点推進事業交付金」は結婚支援に重点化され、また、事業採択の要件が著しく厳格化されており、地方が求める支援となっていない。地方の裁量を拡大し、地域の実情を踏まえた様々な施策に柔軟に対応するとともに、継続して財源を確保するなど、積極的な支援が求められる。

2 保育所職員の配置基準の見直し及び処遇改善

保育士給与は、平成 27 年度に、公定価格の処遇改善等加算で 3 %、国家公務員給与改定に対応した公定価格の単価改正で 1.9 %改善されたが、全職種平均の 66 %程度の水準（月額約 22 万円）である保育士給与の抜本的改善が求められる。

3 子育て世帯の負担軽減

多子世帯の保育料は、年収約 360 万円未満相当の低所得世帯の場合、第 2 子以降の子に軽減措置が設けられている。しかし、年収がそれ以上の世帯は、多子世帯であっても同時入所していないと軽減措置の対象とならないため、所得制限の緩和が求められる。

4 子どもの貧困対策

家庭の経済的な困窮が、高等学校等卒業後の進学率などにも影響を及ぼし、全体では70%超が大学等へ進学する中であって、例えば、家庭や親の支援を期待できない児童養護施設では35.3%（本県、H25.3卒業者）に留まるなど、結果として厳しい経済状況に置かれた子どもたちの教育の機会均等の確保が損なわれることにつながっていると考えられる。

5 幼児期からの多様な体験活動の推進

小学校以上の学校種には体験活動に係る事業費補助が行われているが、保育園、幼稚園等で行われる体験活動を対象とした助成はない。

【長野県内の取組】

1 「地域少子化対策重点推進交付金」の活用状況（平成28年度）

	計画申請		交付決定		採択率	
	事業数	申請額	事業数	交付決定額	事業数	金額
県	1事業	1,877万3千円	1事業	1,877万3千円	100%	100%
市町村	16市町村28事業	8,629万9千円	10市町村14事業	5,349万2千円	50%	62%

2 保育所職員の加配措置

乳児・発達障がい児・食物アレルギー等に対応するため、77市町村中61市町村が独自に保育士の加配措置。（国の職員配置基準は、乳児3:1、1～2歳児6:1、3歳児20:1）

3 子育て世帯の負担軽減に係る施策

第3子以降の保育料の軽減を全77市町村で実施〔同時入所要件なし〕

「理想の数の子どもを持っていない理由」の第1位は「子育てや教育にお金がかかりすぎる（71.0%）」
「今後充実を寄贈する子育て支援サービス」の第1位は「保育料の軽減（64.3%）」
(子育て支援意向アンケート H26.8 県民文化部調査)

4 子どもの貧困対策に係る主な県事業

事業名	事業概要
県内大学進学・修学奨学金 給付事業【県単】	経済的理由により大学・短期大学への進学が困難である者を支援するため、県内の大学・短期大学へ進学する際の入学金等に対して奨学金を給付する。
高等学校等遠距離通学費 貸与金【県単】	経済的理由により修学が困難な高校生に対して、遠距離通学費を貸与する。
飛び立て若者！奨学金 【県単】	児童養護施設に入所又は里親への委託措置を受けていた子ども及び経済的困難を抱えた子どもが県内大学に進学した場合、在学中の修学資金を支給する。
子どもの居場所づくりモデル事業	貧困家庭等の子どもを対象に、食事提供、学習支援及び悩み相談等を複合的に行う居場所づくりをモデル的に実施することで、効果的な子どもの居場所づくりの促進を図る。

5 信州型自然保育認定制度について

幼児期から多様な体験活動に積極的に取り組むことを趣旨とする自然保育を行う団体（保育園、幼稚園等）を公に認定する「信州型自然保育認定（信州やまほいく）制度」を平成27年度に全国に先駆けて開始。

現在の認定園数：72園（14市町村）（平成27年度末時点）